


宣誓の流れ

- 1 宣誓手続きの
事前予約**
 - ・お電話にてご予約ください
 - ・電話が難しい場合は、メールフォームにてご希望の日時をお知らせください

制度概要・
メールフォーム
- 2 宣誓日の調整**
 - ・宣誓日時を調整します
 - ・必要書類がそろっていることを確認します
 - ・お名前、ご連絡先をお伺いします
- 3 パートナーシップ
の宣誓**
 - ・予約の日時にお二人でお越しください
 - ・必要書類をお持ちください
 - ・宣誓書に記入していただきます
- 4 宣誓書受領証の
交付**
 - ・届出日当日に宣誓書受領証を交付します（30分程度お待ちいただきます）
 - ・転入予定の方は、3ヶ月以内に、北区在住を証明する住民票をご提出ください

宣誓に必要な書類

宣誓をするには、「**北区パートナーシップ宣誓書**」、「**北区パートナーシップの宣誓に当たっての確認書**」のほかに、以下の書類が必要です。

- (1) 住民票の写し**（3か月以内に交付されたもの）
 - ・同一世帯の場合は、1通で構いません。
 - ・本籍地及び世帯主との続柄の表示は不要です。
- (2) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）**（3か月以内に交付されたもの）
 - ・本籍地の区市町村で取得してください。
 - ・外国籍の方は、戸籍抄本に代わり、外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及びこれらの証明書に係る日本語の翻訳文（翻訳者の氏名が記載されたもの）を提出してください。
- (3) 本人確認書類**
 - ※本人確認書類の詳細は、北区ホームページ等でご確認ください。

※提出された書類や記載内容等の個人情報は守られます。宣誓の際は、事前予約していただき、個室をご用意します。

問合せ先

北区総務部多様性社会推進課

〒114-8503 東京都北区王子 1-11-1 北とぴあ5階
〈休館日〉月曜・祝日（月曜日が祝日の場合はその翌日も休館）

TEL 03-3913-0161 FAX 03-3913-0081

